



あなたは
大丈夫？

高齢者・しょうがい者の消費者被害の現状と特徴

高齢者は、「3つの不安」を持っていると言われています。「お金」と「孤独」、そして「健康」についてです。そのため、それに関することで付け込まれ、被害に遭いやすくなっています。

しょうがい者は、人を信じやすく、疑うことを知らないケースもあり、被害に遭いやすく、被害に遭ったことさえ、気づきにくいこともあります。

また、被害に遭っても誰にも相談できず「恥ずかしい」「家族に迷惑をかけたくない」「だまされた自分が悪いのだから…」と、思うことが多く、しかも一度被害に遭うと詐欺のネットワークにより、次々に被害に遭ってしまうケースが多くみられます。そうなってしまうと経済的・精神的ダメージが大きいうえに、損害は取り戻すことが困難に……。

＝消費者庁 HP より抜粋＝

周りの人が気付く、見守りのポイント



◆居室・居宅の様子

- ・不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか。
- ・**不審**な健康食品などはないか。新品の布団など、同じような商品が大量にないか。
- ・屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡が見られないか。
- ・通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- ・複数社から配達された新聞や景品類などがないか。
- ・不審な業者が出入りしている形跡はないか。

◆高齢者本人の言動や態度など

- ・不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか。
- ・預金通帳などに不審な出金の記録はないか。

詐欺にあわないためには？

- ことを起こす前に、誰かに相談することが大切。自分を守るために一人で悩まずまず相談を!!
- 契約書を受け取ってから8日間は、クーリング・オフができる可能性があります。また、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、解決できる場合があるので、速やかに相談してください。
- トラブルや被害にあっているとわかったら、すぐに消費生活センター等に相談する。

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全を守るお手伝いをしています。」



【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192